

マイナンバーカードと運転免許証の一体化

制度概要

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日（月）に全国で運用開始となります。

マイナ免許証に記録される情報は

- ・ マイナ免許証の番号
- ・ 免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日
- ・ 免許の種類
- ・ 免許の条件に係る事項
- ・ 顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）。

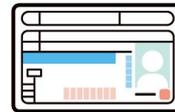
運用開始

令和7年3月24日（月曜）

マイナ免許証の保有形態

・ 運転免許証のみ

マイナンバーカードと運転免許証を一体化せず運転免許証のみ保有する場合です。今までどおり更新等ができます。



免許証
のみ

・ マイナ免許証のみ

マイナンバーカードと運転免許証を一体化し今お持ちの運転免許証を返納していただく場合です。



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ

・ マイナ免許証と運転免許証の2枚持ち

マイナンバーカードと運転免許証を一体化した上、今お持ちの運転免許証も引き続き保有する場合です。



両方

- ※ それぞれの保有形態により、手数料が異なります。
- ※ 保有形態については、更新時期以外でも変更することが可能です。
- ※ 自動車等運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

マイナ免許証のメリット

- ・ **オンライン講習（優良運転者、一般運転者の方のみが対象）**

マイナ免許証をお持ちの方は、運転免許証等更新の際に受講する必要がある講習をオンラインで受講することができます。都合の良い時間、場所で講習を受講でき、更新にかかる時間も短縮されます。



- ※ 現在京都府警で実施しているオンライン更新時講習モデル事業については、令和7年2月28日（金）で終了となりますので御注意ください。

新たに、「オンライン講習」として、令和7年3月24日に再開されますが、この際は、更新を受ける時の誕生日が令和7年3月24日以降の方が対象となります。講習受講後、運転免許試験場等に来場し、視力検査等の更新手続を行う必要があります。

- ・ **住所変更手続等のワンストップサービス（マイナ免許証のみの方が対象）**

マイナ免許証のみをお持ちの方で、かつ、必要な手続をとれば、本籍・住所・氏名及び生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。ワンストップサービスを御希望の方は、あらかじめマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号の御準備をお願いします。



- ※ 必要な手続とは、警察で署名用電子証明書と免許情報を紐付けること及びマイナポータルとの連携手続を行うことです。令和7年3月24日以降に可能となります。

注意事項

- ・ 有効期間に関すること

マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。マイナ免許証の有効期間は券面に表記されないため、有効期間切れ（失効）に御注意ください。

- ・ 海外で運転を予定している方へ

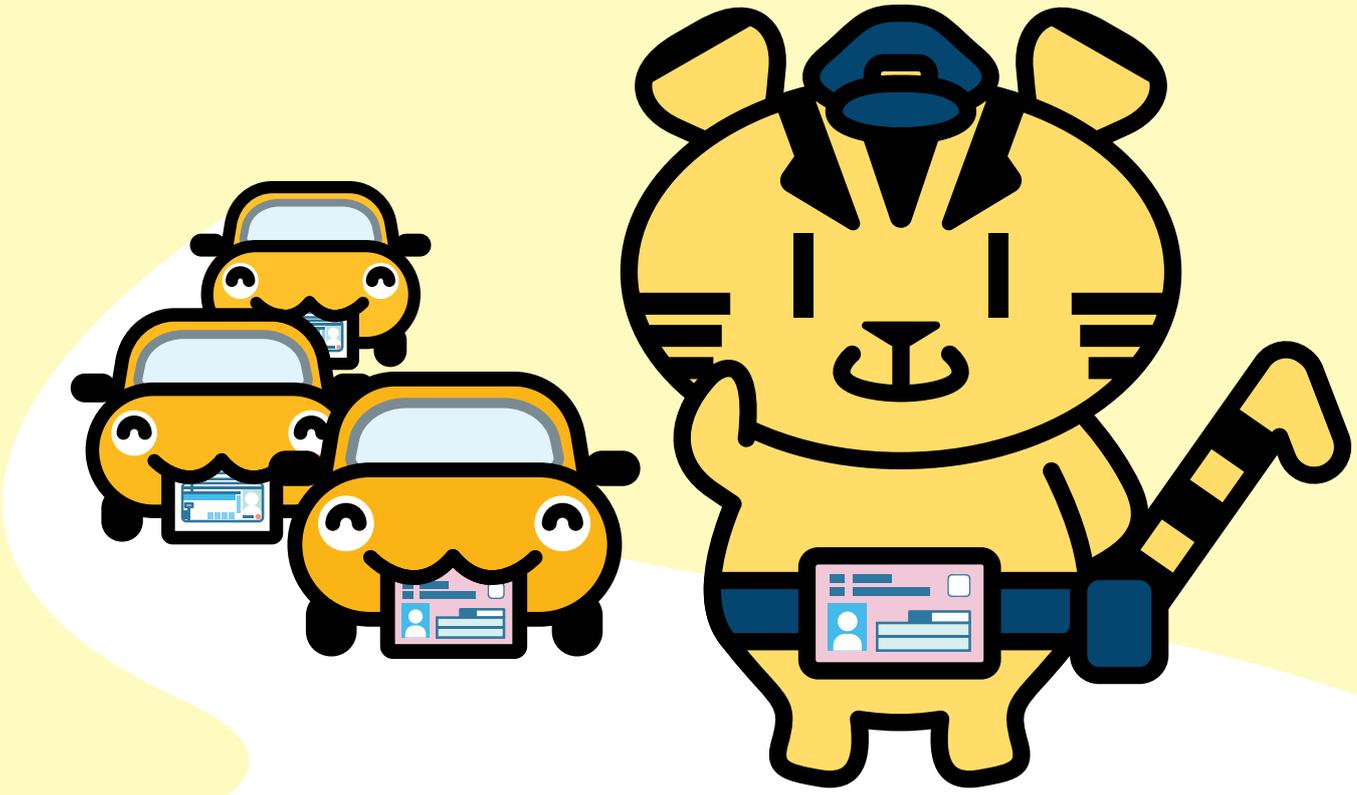
国外運転免許証を申請する場合、マイナ免許証のみをお持ちの方については、渡航先の国により、従来の運転免許証が必要になる場合があります。

- ・ 日本の運転免許証で運転の場合

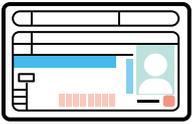
日本の運転免許証で海外で運転する場合も同様です。なお、海外で運転する場合の諸注意については、渡航先の各大使館へお問い合わせください。

令和7年
3/24
運用開始!

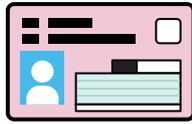
マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



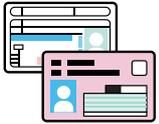
免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

? 一体化のための手続きは?

 運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

? 免許情報の確認はどうするの?

 専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1

住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2

オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3

住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経路地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経路地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4

更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。